

人事労務通信



社会保険労務士事務所
人事労務センター

〒812-0011
福岡市博多区博多駅前4-33-11-702
☎ 092-409-4188
Fax 092-409-4187
Eメール akiko@b-souken.com

フルーツバス停



諫早市の
国道207
号線を佐賀
から諫早に
向かうとイチ
ゴやメロン、
ミカン、
トマト、ス

イカの5種類16基の「フルーツバス停」
があります。

これは、1990年に開催された「長崎
旅博覧会」の際、当時の小長井町が、長崎
県の玄関口として、訪れる人を歓迎しようと
整備したものだそうです。

特に、今年度、再塗装され、色鮮やかな
姿が目をはきまします。

スタ
コラ

8月は平和の祈りの月

大隈昭子

8月がやってきました。

8月は、平和の祈りの月です。

今年の長崎の平和祈念式典には、初めて、
国連のグテレス事務総長が出席する、と発表
されました。

国連では、昨年7月7日、「核兵器禁止条
約」が122か国・地域の賛成で採択され、
2018年7月現在、59か国が調印して

います。

この「核
兵器禁止条
約」には、
「“ヒバクシ
ャ”は、耐え
難い犠牲を
こうむった
存在である



とともに、『核兵器のない世界』をつくるク
リエーター(創造者)」として明記されてい
ます。

長崎市で被爆された方の“被爆体験”で
は、「原爆に翻弄され苦しみ続けた人生を通
して核のない世界を」願いつつ、「私は誰も
恨まない。ただ、戦争を恨んでいます。国
が起こした戦争が被爆者をつくったんです
から」と命果てるまで核兵器廃絶を祈り、
願い続ける姿に頭が下がります。

また、女優の吉永小百合さんは、32年
にわたり原爆詩の朗読を続け、この朗読や
映画・ドラマを通して、被爆の実態を伝え
続けています。

吉永さんは、その原点は、朗読会の初め
に必ず読む「被爆者でもある詩人・峠三吉
さんの詩“にんげんをかえせ”です」と語
り、「平和はみんなで作ってゆくもので、
人からもらうものではないし、ただ待つて
るものでもありません。どこまで続けられ
るかわかりませんが、あの年に生まれた者
として、できることを少しずつやってゆこ
うと思っています」と述べられています。

世界で唯一の被爆国である日本の政府は、
この「核兵器禁止条約」に賛成していません
が、核兵器禁止の声は世界中に広がって
います。

被爆者や吉永さんの思いは日本国民の思
いです。私も同じ思いで声を上げ続けてい
きたいと思います。

8月6日は広島、9日は長崎 原爆忌。



人事労務センターホームページ

<http://roumu.b-souken.com>

2事業所で働く労働者の 社会保険の資格要件

Q&A

Q：別の事業所で働く労働者を雇用しました。両事業所で、合わせて週40時間の労働時間になるので

「社会保険に加入できますか」との質問がありました。

この場合、社会保険に加入できますか？

A：社会保険（健康保険・厚生年金保険）の被保険者資格を取得するためには、どちらかの事業所で被保険者の資格要件を満たしていれば、被保険者となることができます。

Q：被保険者の資格要件とは、具体的にはどのようなことですか？

A：それは、①事業所と常用的使用関係にあること②1週間の所定労働時間および1か月の所定労働日数が、一つの事業所で一般の社員の4分の3以上である場合に資格要件を満たすこととなります。

Q：A事業所で、週25時間、B事業所で週15時間働く場合は、資格はないという事ですか？

A：この場合は、2つの事業所とも4分の3以上の要件を満たさないこととなりますので、社会保険の被保険者となることはできません。

Q：何か方法は、ありませんか？

A：例えば、1つの事業所で週30時間の雇用契約を結ぶと、その時点で被保険者資格を取得することができます。

そのうえで、別の事業所で10時間以内で雇用されることはできます。その際の賃金は、社会保険の保険料の対象にはなりません。

*詳しくは、当方にお問い合わせください。

ひまわりとジェラート



今年ほど、暑い夏は、初めてですね。命に係わるような暑さです。

「水分を補給しましょう」との警告が連日のように報道されます。若くもないので、気を付けなければなりません。

孫たちにうきはの美味しいぶどうでも、と“道の駅うきは”へ立ち寄った日、近くにある“うきはのフルーツ”をジェラートにしているお店に入りました。

その店の“ひまわり”と冷たい“ジェラート”に元気を貰いました。



あとかき

今年の夏は、西日本豪雨災害や台風被害などで、被災された皆さんへお見舞い申し上げます。まだまだ、暑い日が続きます。体調に留意し、夏を乗り越えましょう。



8月5日は、筑後川の花火大会でした。夕食を済ませた後、近所の人達と一緒にしばし、花火を愉しみました。



人事労務センター

社会保険労務士 大隈昭子

TEL 092-409-4188

FAX 092-409-4187

Eメール：akiko@b-souken.com